

# 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則 概要

## 1 趣旨

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）及び同法施行令（平成22年政令第135号）の施行に伴い、同法及び同令の省令への委任事項を定めるものである。

## 2 省令概要

憲法改正に係る国民投票の執行のために必要な手続や事項について、以下のとおり定める。

（1）投票人名簿について、名簿の様式や縦覧すべき書面の様式等を定める。

[第1章関係]

（2）在外投票人名簿について、名簿の様式や登録の申請書の様式、申請時に提示すべき証明書等を定める。

[第2章関係]

（3）投票について、投票箱の様式、投票録の様式等を定める。

[第3章関係]

（4）期日前投票及び不在者投票について、投票用封筒の様式、洋上投票等に用いる投票送信用紙の様式、不在者投票に関する調書の様式等を定める。

[第4章関係]

（5）在外投票について、投票用封筒の様式、郵便等投票の申請書の様式、在外投票に関する調書の様式等を定める。

[第5章関係]

（6）開票及び国民投票（分）会について、立会人の届出書、開票録、国民投票（分会）録の様式等を定める。

[第6章関係]

## 3 施行期日

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成22年5月18日）